

処分を行った日	事業者名	処分の種類	事故概要	処分内容
令和5年3月8日	アルピコホテルズ株式会社	輸送の安全確保に関する指導	令和4年9月24日、アルピコホテルズ株式会社の「スワコスターマイン号」が定期便航行中、右舷エンジンの出力を上げてもスクリューが回転しなくなり、左舷エンジンのスクリューのみで航行を継続し、棧橋に到着。風速8mの強風に煽られ船体が棧橋に接触、その反動で係留していた「すわん」の後部に接触。一度冲出し、再度着岸を試みるも、左舷エンジンのみの動力のため後退抑制が利かず、船首が棧橋係留杭に接触。その後、船体を着岸させ、乗客全員下船。けが人なし。	<p>1.教育・訓練の実施に関すること</p> <p>①安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育及び事故を想定した訓練を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。</p> <p>②安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>③運航管理者は、地震防災対策基準第18条に基づき、貴社単独で又は関係機関若しくは関係事業者と共同して、地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>2. 運航管理者の職務に関すること</p> <p>①運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</p> <p>②運航管理者は、安全管理規程第42条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて点検すること。</p> <p>③運航管理者は、安全管理規程第49条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに運輸局及び警察官署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。</p> <p>3. 船長の職務に関すること</p> <p>①船長は、安全管理規程第37条に基づき、旅客が順守すべき事項の順守状況及び異常の有無を確認する方法について、乗組員により船内巡視を実施させること。船内巡視できる乗組員がいない場合は、確実に点検できる方法を関係者と十分に協議のうえ策定し、速やかに実施して船舶と旅客の安全を確保すること。</p> <p>②船長は、安全管理規程第44条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに警察官署等に連絡すること。</p> <p>4.経営管理部門の職務に関すること</p> <p>①経営トップは、安全管理規程第20条に基づき、関係者の意見を参考としたうえで安全管理規程（作業基準等を含む）の見直しを行い、速やかに北陸信越運輸局へ届け出ること。</p> <p>②安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。</p>